

令和二年五月二十一日受領
答弁第一九五号

内閣衆質二〇一第一九五号

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する第三回質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員下地幹郎君提出普天間飛行場の危険な現状という政府発言の根拠に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の「運用状況等が異なると言っても、飛行機が離着陸することに変わりはない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、普天間飛行場と他の空港の危険性の程度を一概に比較することが困難であることについては、先の答弁書（令和二年五月十二日内閣衆質二〇一第一八〇号）一及び二についてで述べたとおりである。

二及び三について

先の答弁書（令和二年四月十七日内閣衆質二〇一第一六六号）一についてで述べたとおり、普天間飛行場は、人口約十万人の沖縄県宜野湾市に所在し、同市の面積の約二十四パーセントを占めるとともに、同市の中央部で住宅や学校等に密接して位置しており、その危険性を一刻も早く除去することが必要であると考えている。また、こうした危険性に加え、同飛行場に離着陸する航空機による騒音の影響等もあり、同飛行場は、地元の皆様にとって大きな負担となっているものと認識している。

これらを踏まえ、政府としては、同飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。このため、同飛行場の一日も早い移設・返還の実現に向け、引き続き、普天間飛行場代替施設建設事業を適切に進めていく考えである。